

岐阜市福障号外
令和2年4月17日

指定障害児通所支援事業所 運営法人代表者様

岐阜市障がい福祉課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等の
協力要請等について（依頼）

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、令和2年4月17日付障第163号にて岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の協力要請等について」において、令和2年4月18日（土）から5月6日（水）までを要請期間として、県下全域を対象に県民に対して徹底した外出の自粛と施設の使用の制限等が行われたところです。

放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所に対しての要請につきましては、令和2年4月10日付け障第101号「岐阜県における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」に係る障害児通所支援事業所への休業の要請について」にて、県から障害児通所支援事業所に対して要請している内容とされております。

岐阜市内の事業所におかれましては、これに加え、令和2年4月10日付け岐阜市福障第52号「岐阜市における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」に係る障害児通所支援事業所への休業の要請について（依頼）」にて要請いたしました、下記内容についてもご留意いただきますようお願ひいたします。

記

- 送迎の際の「密閉」「密集」「密接」を避けるため、事業所による送迎を自粛し、保護者等による送迎等とすること。
- 5月6日（水）までの期間において、複数の事業所間の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、1人の利用者が利用する事業所が1か所となるよう事業所間での調整につとめること。

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
岐阜市福祉事務所障がい福祉課 指導係 支援係 相談係
TEL：058-214-2136（直通）
FAX：058-265-7613
E-mail：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp